

「在留邦人に係る強盗被害の発生」

● 7月22日（水）22時頃、ディリ市内ベボヌク（Bebonuk）地区で、在留邦人が運転する車両が強盗被害に遭った旨、同被害者より報告がありました。在留邦人の皆様におかれても、車両で移動する際は十分に注意してください。

（本文）

7月22日（水）22時頃、ディリ市内ベボヌク（Bebonuk）地区で、在留邦人が運転する車両が一時停止した際に、バイクに乗った不審な人物が同車両に近づき、突如助手席側のドアを開け、助手席にあった物品を強奪し逃げ去ろうとしました。一部物品の強奪は免れたものの、物品が奪われないよう争った際、同邦人は手や足に軽傷を負いました。

同邦人は、コモロ（Comoro）警察署に被害届を提出するとともに、今般、当館に対し、事の顛末の報告があったものです。

（車両走行中の注意点）

- 1 在留邦人の皆様におかれても、昼夜を問わず車両で移動する際は、以下の点に留意しつつ、安全確保に十分に注意してください。
 - ・ 車両で走行中は、必ず全てのドアを施錠する。
 - ・ 貴重品類を車内に放置することはせず、一般物品についても、外側から見える場所には置かないことを普段から心がける（駐車中の邦人の車両から、金品が窃盗された車上荒らしの被害も以前に発生している）。
 - ・ 車両走行中に、追従する不審なバイクを認めた場合は、最寄りの警察署や警備員が常駐する明るく人目の多いところに向かうなど、安全確保を意識し行動する。
 - ・ 物品等の強奪の被害に遭った場合は、被害物品を取り戻す等加害者と対峙する行動は避け、身の安全を最優先に考える（加害者が刃物等の凶器を所持している可能性もあり非常に危険である）。
 - ・ 土地勘の無い路地等は走行せず、可能な限り大通りを走行する（近道と思い進入した場合、その先が袋小路で大通りに脱出することが容易でない場所や、特に夜間は街灯もなく、人の往来も容易に確認できないような暗い場所も多い）。
 - ・ 日頃から、近隣住民や居住地区の自警団（K P K : Konsellu Polisia Komunitario）との良好な関係を構築し、協力を得ることも肝要（危険な状況を察知した場合は、クラクションを鳴らすなど、異常事態の発生や自らの存在を知らし

めることで、支援を得られる可能性もある)。自らの安全を確保した上で、警察（112）に連絡する。

2 東ティモールでの車両走行中の注意点は、外務省海外安全ホームページの「安全対策基礎データ」や「安全の手引き」でもご覧いただけます。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（PC版・スマートフォン版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

※ 邦人が被害に遭った、または、そのような情報に接した場合は、大使館にご一報ください。

○在東ティモール日本国大使館

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-Leste

電話：（国番号 670）332-3131～2, 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp/>

Eメール：ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

（了）